

茨城県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要綱

第1 目的

この要綱は、茨城県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知。以下「確認検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査基準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象

検査対象事業者は、次に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者とする。

- (1) 国の検査対象となっている介護サービス事業者（指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）が三以上の地方厚生局の区域に所在する介護サービス事業者）
- (2) 他の都道府県の検査対象となっている介護サービス事業者（すべての指定事業所等が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の区域に所在する介護サービス事業者で事業者の主たる事務所が他の都道府県に所在する介護事業者）
- (3) 中核市の検査対象となっている介護サービス事業者（すべての指定事業所が一の中核市の区域に所在する介護サービス事業者）
- (4) 市町村の検査対象となっている介護サービス事業者（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての指定事業所等が一の市町村の区域に所在する介護サービス事業者）

第3 検査形態等

検査の形態は、通常次のとおりとする。

1 一般検査

一般検査は、業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙1の手順により実施するものとする。

2 特別検査

特別検査は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

第4 検査体制

検査の体制は、通常次のとおりとする。

1 一般検査

一般検査は、長寿福祉課が行うものとする。ただし、必要に応じて福祉政策課及び

保健所と合同で行うものとする。

2 特別検査

特別検査は、長寿福祉課が行うものとする。ただし、必要に応じて福祉政策課及び保健所と合同で行うものとする。

第5 検査の実施計画及び検査対象の選定

検査の実施計画及び検査対象の選定は、通常次のとおりとする。

1 一般検査

一般検査の実施計画は、毎年度当初に長寿福祉課が作成するものとする。

対象の選定にあたっては、介護保険施設等実施指導及び監査の結果等を踏まえ、概ね6年に1回実施するものとする。

2 特別検査

特別検査は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

3 市町村との連携

必要に応じ、関係市町村との連携を図り、必要な情報交換を行い、適切な検査の実施に努めるものとする。

第6 検査方法等

検査の通知及び検査方法等は、通常次のとおりとする。

1 検査通知

検査の実施にあたっては、あらかじめ文書（様式1）（様式2）により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合は、検査の当日に通知を行うことができるものとする。

2 検査方法

検査は、厚生労働省が定める確認検査指針を踏まえ実施するものとする。

3 検査結果の通知等

（1）検査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によりその旨を通知するものとする。

（2）当該介護サービス事業者に対し、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

4 行政上の措置

（1）勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められる場合、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書（様式3）によりその是正を勧告することができる。勧告を行った場合、当該介護サービス事業者から、期限内に文書により勧告に係る措置の報告を求めるものとする。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（2）命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書（様式4）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令を行つた場合、当該介護サービス事業者から、期限内に文書により命令に係る措置の報告を求めるものとする。

なお、命令した場合には、その旨を公示する。

（3）市町村への通知

介護サービス事業者が上記（2）の命令に違反した場合は、文書（様式5）により、関係市町村に通知するものとする。

（4）検査結果の通知

市町村の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、文書（様式6）により、求めのあつた市町村に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定権者である市町村に対しても同様式に準じ通知するものとする。

付 則

この検査要綱は、平成24年1月18日から施行する。

付 則

この検査要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この検査要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この検査要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この検査要綱は、令和元年11月15日から施行する。

付 則

この検査要綱は、令和2年12月21日から施行する。

付 則

この検査要綱は、令和4年11月24日から施行する。

一般検査の手順

事項（手順）	内 容
1 実施計画の策定	・介護保険施設等実地指導及び監査の結果等を踏まえ、概ね6年に1回実施するよう計画を策定する。
2 検査実施通知	・検査対象事業者へ検査実施を通知する。（実施の概ね1ヶ月前）
3 検査実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 報告を求める ② 出頭を求め運用状況聴取 ③ 事業者本部等への立入検査
4 改善勧告の実施	・業務管理体制の不備が認められた場合、本部関与の違法行為が発覚した場合等は、改善勧告文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。（改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。）
5 改善命令の実施	・正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合は、改善命令文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。（改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。）
6 特別な措置	・改善命令に違反した場合、状況に応じて指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。（指定地域密着型サービス事業所等の場合は、指定権者である市町村と連携して実施する。）（3の③の時点で検証している場合はこの限りではない。）
7 指定取消・連座制の適用	・改善命令に違反した場合、当該違反の内容を関係市町村に通知する。あわせて指定事業所等の指定取消又は、既に指定事業所等の指定取消が行われた場合には、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨を通知する。

特別検査の手順

事項（手順）	内 容
(報告の聴取等)	(市町村より指定事業所等の指定取消処分相当事案発覚の報告を受けた場合は、連携を密にし、速やかに対応する。)
1 立入検査実施通知	・検査対象事業者へ検査実施を通知する。(文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は立入時に告知する。)
2 立入検査実施	・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が、業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。 ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し、事業者の組織的関与の有無を検証する。 ・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、他の指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証する。(指定地域密着型サービス事業所等の場合は、指定権者である市町村と連携して実施する。)
3 改善勧告の実施	・改善勧告文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。(改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。) (指定事業所等の指定取消処分相当事案をもって「業務管理体制の徹底不備」を理由とする。)
4 改善命令の実施	・正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合は、改善命令文書を交付し、措置に係る対応について、期限を付して報告を求める。(改善措置が不十分な場合は再検討を要請する。)
5 連座制の適用	・改善命令に違反した場合、当該違反の内容を関係市町村に通知する。 ・指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨を通知する。なお、組織的関与が認められなかつた場合においても情報提供する。

(様式 1) (一般検査実施通知)

第 号
年 月 日

法人名

代表者職氏名 殿

茨城県知事
(公印省略)

業務管理体制の整備に係る一般検査の実施について（通知）

標記の件については、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32において、介護サービス事業者は業務管理体制を整備し、監督権者に対し業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないとされており、また、同法第115条の33において、監督権者は、届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために検査を実施することができるとしております。

つきましては、茨城県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要綱に基づき、下記により一般検査（提出書類による確認）を実施しますので、関係書類の提出をお願いします。

なお、報告書の内容によっては追加で資料の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 提出書類（様式：別添）

- (1) 業務管理体制の整備・運用に係る報告書
- (2) 介護サービス事業所指定状況

2 提出期限

年 月 日 () (必着)

3 提出先（問い合わせ先）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

T E L : 029-301-3343

F A X : 029-301-3348

(様式2) (特別検査実施通知)

第 号
年 月 日

法人名
代表者職氏名 殿

茨城県知事

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

下記のとおり、立入検査を実施することとしたので通知します。

記

1 立入検査の根拠規定

介護保険法第115条の33第1項

2 立入検査の日時及び場所

年 月 日 ()
(法 人 名) 本社(部)内

3 検査担当者

茨城県福祉部長寿福祉課職員

4 立入検査の内容

①業務管理体制の運用実態の検証に関するこ

届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取

②指定事業所等の不正事案に関するこ

5 準備する書類

①届出事項の内容について確認ができる書類

②不正事案発生の指定事業所等に関するもの

注：準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承願います。

(様式3) (改善勧告)

第 号
年 月 日

法人名
代表者職氏名 殿

茨城県知事

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の39第 号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告の期限までに勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することができます。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 年 月 日
- 5 改善報告書の提出

（1）別添様式の勧告事項改善報告書に、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる書類を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合は、その理由を具体的に記載してください。

（2）提出期限 年 月 日

（3）改善状況を確認するため、本社（本部）又は事業所等を訪問する場合があります。

問い合わせ先

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343

(別添)

勧告事項改善報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

法 人 名
住 所
代表者名

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善ができなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

(様式4) (改善命令)

第 号
年 月 日

法人名
代表者職氏名 殿

茨城県知事

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の34第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 年 月 日

4 改善報告書の提出

（1）別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

（2）提出期限 年 月 日

5 教示

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に茨城県知事に対し異議申立てをすることができます。

問い合わせ先

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343

(別添)

命令事項改善報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

法 人 名
住 所
代表者名

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

(様式5) (命令違反の通知)

第 号
年 月 日

関係市町村長 殿

茨城県知事

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の34第5項の規定に基づき通知する。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 違反の内容

年 月 日付け 第 号による命令の違反

3 その他

本件は、法第74条第6項の規定する義務に違反したものと認める。

よって、法第77条第5項に該当する。

※適用条項は居宅サービスの例

(様式6) (権限行使の通知)

第 号
年 月 日

権限行使を求めた関係市町村長 殿

茨城県知事

権限行使の結果 (通知)

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33第4項の規定に基づき通知する。

記

1 検査実施事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 検査実施年月日

年 月 日

3 検査結果の概要等

(特別検査により指定事業所等の指定取消処分事案への組織的関与が認められた場合)

法第70条第2項及び法第70条の2第4項に該当

※適用条項は居宅サービスの例